

富 契 第 622 号
平成 26 年 3 月 31 日

測量・建設コンサルタント等
委託業者 各位

富田林市総務部契約検査課

測量・建設コンサルタント等業務委託における低入札
調査制度の改正について

標記の件について、本市の測量・建設コンサルタント等業務委託における低入札調査制度を下記のとおり改正いたします。

記

1. 施行日 平成 26 年 4 月 1 日

2. 主な改正内容

- ① 現在の低入札調査項目のうち、技術者等の資格、実績及び業者としての業務実績等の入札公告に定める条件に関する調査については、低入札調査を行う前に事後審査を行い、当該条件等を審査します。
- ② 低入札調査において失格となった者には、事後審査において失格となった場合と同様に、当該失格となった日から 1 ヶ月間、本市が行う入札に参加できないものとします。

以上